

旭川 労政だより

平成29年4月1日発行
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
旭川市6条通10丁目
旭川市第三庁舎3階
Tel: 25-7152 Fax: 26-7093

「ほっかいどう働き方改革支援センター」が 開設されました

中小企業による労働環境の改善に向けた取組みを支援するため、事業主からの労働面・経営面に関する幅広い相談に応じる「ほっかいどう働き方改革支援センター」が北海道により平成28年12月に札幌市内に開設されました。

同センターでは、社会保険労務士及び中小企業診断士が常駐し、窓口で無料で相談（下記の相談専用電話へ事前申込みが必要）に応じるとともに、電話やメールによる相談も受付けています。また、旭川市を含む北海道内の各市で毎月1回出張相談会を開催しているほか、必要に応じ各企業へ社会保険労務士等の専門家の派遣も行っており、職場で直接アドバイスを受けることも可能です。

《こんな相談が受けられます（相談内容の例）》

- ・長時間労働を減らしたり、有給休暇の取得率を上げるにはどうすればよいか
- ・就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ・制度導入に当たり助成制度を紹介してほしい など

○所在地

札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階
北海道中小企業団体中央会内

○対応時間

月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時

※出張相談会の日時・会場等は同センターホームペ

ージ（[ほっかいどう働き方](#)で検索）に随時掲載されます。

※メールでの相談は同センターホームページ内の問合せフォームからお申込みください。

■詳細

- ・ほっかいどう働き方改革支援センター
電話：011-206-1495
0120-495-595（相談専用）

テレワークを導入しませんか

テレワーク（「テレ（離れた）」＋「ワーク（働く）」）とは、インターネット等の情報通信技術を活用した、場所や時間を有効に活用する働き方のことで、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務等の形態があります。

スマートフォンやタブレット端末を使用し、メールや電話のほか、チャット、テレビ電話、職場のパソコンの遠隔操作等を行うことにより、職場以外の場所でも職場にいるのと同じように、同僚とのコミュニケーションや会議への参加が可能であり、適切な労務管理も実施することができます。

テレワークは今、決められた時間に決められた場所で働くという従来のような働き方では対応できなかった様々な課題を解決するための手段として注目されています。

テレワークの導入は、働き方を大きく変え、市内の企業、特に中堅・中小企業にとって重要視される「優秀な人材の確保」、「望まない離職の防止」、「業務プロセスの革新」、「事業運営コストの削減」等による生産性向上の実現・競争力の強化にも役立ちます。

旭川市では、平成29年度、新たに専門家の派遣及び奨励金の支給により市内企業におけるテレワーク導入支援の実施を検討していますので、まずは下記へお気軽にお問い合わせください。

■詳細・問合せ先

- ・旭川市 経済観光部経済総務課
電話：25-7152

既卒者・中退者の 就職機会の拡大にご協力ください

厚生労働省では、学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大及び採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人への申込み又は募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給する制度を設けています。

三年以内既卒者等採用定着奨励金	
雇 入 れ の 対 象 者	<p>学校等（幼稚園・小学校を除く）のほか公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を卒業・修了又は中退した方で、かつこれまで通常の労働者*として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない方。</p> <p>*「通常の労働者」とは、直接雇用で、雇用期間の定めがなく、その企業内で他の雇用形態の労働者（役員を除く）よりも高い責任を負い業務に従事する労働者をいいます。</p>
支 給 要 件	<p>○既卒者等を雇入れる場合（既卒者等コース）</p> <p>既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申込み又は募集（少なくとも卒業又は中退後3年以内の者が応募可であることが必要）を行い、応募した既卒者等を通常の労働者として雇用したこと。</p> <p>また、当該求人の申込み又は募集前3年度間において、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を行っていないこと。</p> <p>○高校中退者を雇入れる場合（高校中退者コース）</p> <p>高校中退者が応募可能な高卒求人の申込み又は募集（少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要）を行い、応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと。</p> <p>また、当該求人の申込み又は募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込み又は募集を行っていないこと。</p>
支 給 額	<p>○既卒者等コース</p> <p>1人目が1年定着後に50万円、2年定着後に10万円、3年定着後に10万円を支給。 2人目が1年定着後に15万円、2年定着</p>

	<p>後に10万円、3年定着後に10万円を支給。 ※事業主が中小企業以外である場合は1人目の1年定着後のみ支給対象（35万円）</p> <p>○高校中退者コース</p> <p>1人目が1年定着後に60万円、2年定着後に10万円、3年定着後に10万円を支給。 2人目が1年定着後に25万円、2年定着後に10万円、3年定着後に10万円を支給。 ※事業主が中小企業以外である場合は1人目の1年定着後のみ支給対象（40万円）</p> <p>※事業主が若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）の場合は、両コースとも1年定着後の支給額に10万円を加算。</p>
手 続 き	<p>新卒求人の申込み又は募集を行い対象者を雇入れた後、定着期間が1年間を経過する度に支給申請が必要です。</p> <p>※詳細は下記手続先又は厚生労働省ホームページ（三年以内既卒者 奨励金で検索）でご確認ください。</p>

■詳細・手続先

- ・ハローワーク旭川
- 電話：51-0176

治療を受けながらも 安心して働ける職場づくりに向けて

近年では診断技術の向上や治療方法の進歩により、労働者が病気等によって治療が必要となった場合でもすぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなっている上に、一般的に有病率は年齢が上がるにつれて高くなる傾向がある一方で、定年引上げや継続雇用制度等を活用し働く高齢者も増える傾向にあり、治療を受けながら働くことを希望する労働者は少なくないと考えられます。

厚生労働省では、適切な治療と職業生活を両立できる職場環境の整備に向け、就業上の措置やプライバシーの保護など事業主が留意すべき事項や対応方法についてまとめたガイドライン等をホームページで公表しています。

《事業場における治療と職業生活の
両立支援のためのガイドライン》

平成28年2月に公表された、事業主が労働者の治療と職業生活の両立支援に当たり取り組むべき事項や留意点をまとめたガイドラインの参考資料として、「がんに関する留意事項」に引き続き、平成29年3月に「脳卒中に関する留意事項」、「肝疾患に関する留意事項」が追加されました。それぞれの疾病に関する基礎情報のほか復職後の対応等について記載されています。

《仕事と不妊治療の両立に関するリーフレット》

晩婚化等を背景として不妊治療の受診件数は増加傾向にあると考えられる一方で、不妊治療と職業生活の両立は投薬に伴う身体的負担や治療期間の長期化等による難しさも指摘されています。

不妊治療を受ける労働者は、一定の職務経験を積んだ年齢層で企業の貴重な戦力となっている場合も少なくなく、治療について職場での理解を促し働きやすい環境を整備することは、企業にとって貴重な人材の確保という点でもメリットがあります。平成29年2月に発行されたリーフレットでは、不妊治療の内容をはじめ職場における取組や配慮のポイント等が紹介されています。

■詳細

- ・厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課
電話：03-3502-6755
ホームページ：[厚労省 治療と職業生活](#)で検索
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課
電話：03-5253-1111（内線7855）
ホームページ：[厚労省 不妊治療 両立](#)で検索

働きやすい職場環境の整備には
助成金をご活用ください

職場意識改善助成金
(勤務間インターバル導入コース)

概要
過重労働の防止や長時間労働の抑制を目的として、勤務間インターバル*の導入に取組み成果目標を達成した事業主に対し、その取組に係る経費の一部を助成

	*「勤務間インターバル」とは、勤務終了から次の勤務開始までの間に一定時間以上の休息時間を設けることで労働者の生活時間や睡眠時間を確保するものです。
対象事業主	労働者災害補償保険の適用事業主 ※業種毎に、資本又は出資額、常時使用する労働者数等に関する要件があります。詳しくは本助成金に関するホームページ（ 厚労省 職場意識改善助成金 で検索）で御確認ください。
成果目標	○新規導入 事業場の所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを新たに導入すること。 ○適用範囲の拡大 既に9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場で、対象労働者が所属労働者の半数以下であるものについて、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。 ○時間延長 既に9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、当該勤務間インターバルの時間数を2時間以上延長し9時間以上とすること。
対象となる取組	成果目標の達成を目的とした以下の取組 ・就業規則・労使協定等の作成・変更（時間外・休日労働に関する規定の整備など） ・労務管理担当者に対する研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）によるコンサルティング ・労務管理用機器やソフトウェア、その他勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新
助成額	支給対象となる取組を1つ以上実施し、成果目標を達成した場合に、最も短い休息時間数に応じ以下の上限額の範囲内でその取組に要した経費の一部を助成。（補助率3/4） ○新規導入 9時間以上11時間未満 上限40万円 11時間以上 上限50万円

	○適用範囲の拡大・時間延長 9時間以上11時間未満 上限20万円 11時間以上 上限25万円
手続き	助成を受けるためには、取組に着手する前に、下記手続先へ事業実施承認申請が必要です。

支給額	【3-(1)】介護休業の取得に伴う措置 1回につき60万円（大企業は40万円） 【3-(2)】介護制度の利用に伴う措置 1回につき30万円（大企業は20万円） ※いずれの措置も支給回数は1事業主につき2回まで（無期雇用者1回、期間雇用者1回）
	厚生労働省では、介護離職の防止に向け、事業主を対象とした仕事と介護の両立支援に係る具体的な取組方法や介護支援プランの策定方法に関するマニュアル、取組の事例集をホームページ（ 厚労省 両立支援 マニュアル で検索）で公表していますのでご活用ください。

両立支援等助成金 (介護離職防止支援助成金)	
概要	仕事と介護の両立支援の推進を目的として、職場環境の整備とともに、介護に直面する労働者に対する介護支援プラン*の作成・導入により、介護休業の取得又は介護制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成金を支給。 *「介護支援プラン」とは、事業主が介護に直面した従業員の状況・希望を踏まえて作成する仕事と介護の両立に向けた働き方等の計画をいいます。
対象事業主	雇用保険の適用事業主 ※他の雇用関係助成金の受給状況等により要件がある場合もあります。詳しくは本助成金に関するホームページ（ 厚労省 両立支援助成金 で検索）又は下記手続先へ御確認ください。
対象となる取組・手順	以下の取組1に続き2を実施した後、労働者が介護に直面した場合に、取組3-(1)又は3-(2)を実施すること。 【1】仕事と介護の両立のための職場環境整備 【2】介護支援プランに基づき仕事と介護の両立を支援することを就業規則等へ明文化・周知 【3-(1)】介護休業の取得に伴う措置 介護に直面した労働者の介護支援プランを作成し、そのプランに基づき、介護休業の取得に向けた業務の引継ぎから休業取得、職場復帰までを支援 【3-(2)】介護制度の利用に伴う措置 介護に直面した労働者の介護支援プランを作成し、そのプランに基づき、業務体制を検討し介護制度の利用を支援 ※各取組に関し、詳しい内容や要件（休業取得期間等）、支給手続きを行うべき時期等は本助成金に関するホームページ等で御確認ください。

■各助成金の詳細・手続先

- 厚生労働省北海道労働局 雇用環境・均等部
電話：011-709-2715

《助成金に関する勧誘にご注意ください！！》

雇用関係助成金の申請のほか助成対象の診断や受給額の無料査定を行うといった記載の書面を事業主に一方的に送付（FAX）することにより助成金の活用を勧誘する業者の情報が厚生労働省に寄せられており、同省が注意を呼びかけています。

厚生労働省や都道府県労働局、ハローワークではそのような勧誘に関与している事実はありませんので、事業主の皆さまは十分にご注意ください。

企業情報提供サイト

「はたらくあさひかわ」をご利用ください

<https://www.hataraku-asahikawa.jp/>

旭川市では、地元の若者やU・I・Jターンを希望する方との橋渡しを目的とした企業紹介サイト「はたらくあさひかわ」を開設しています。

取材にお伺いして記事を作成し、企業や仕事、働く人の魅力を紹介していくほか、求人情報などを掲載します。ぜひご利用ください。費用は無料です。

掲載内容などお気軽にお問い合わせください。

[はたらくあさひかわ](#)で検索

（企業登録フォームあり）



【問合せ先】旭川市 経済観光部経済総務課

電話：25-7152